



2022年4月22日

各位

会社名 株式会社メルカリ
代表者名 代表取締役 CEO 山田 進太郎
(コード番号：4385 東証グロース)
問合せ先 上級執行役員 SVP of Corporate 横田 淳
TEL. 03-6804-6907

(訂正) 「当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対する
ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年3月10日に発表いたしました「当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対するストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 当社従業員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の従業員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称
株式会社メルカリ 第47回新株予約権

(訂正前)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式 40,439 株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(訂正後)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式 40,439 株を上限とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

II. 当社従業員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の従業員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称
株式会社メルカリ 第48回新株予約権

(訂正前)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式10,830株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(訂正後)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式10,830株を上限とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

III. 当社従業員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の従業員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称
株式会社メルカリ 第49回新株予約権

(訂正前)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式3,530株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(訂正後)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式3,530株を上限とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

IV. 当社従業員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の従業員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称
株式会社メルカリ 第50回新株予約権

(訂正前)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式 82,148 株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
15. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

(訂正後)

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、会社の普通株式 82,148 株を上限とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
14. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

以 上